

令和4年 第10回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年8月19日

議 題

議案第51号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第52号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第53号 在外選挙人名簿に登録する者について

その他

参議院議員通常選挙について

その他

次回開催日 令和4年9月1日（木）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和4年9月20日（火）10：00～ 区長応接室



議案第51号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 1,469人    |
|   | 内訳        |           |
|   | 死亡者       | 85人       |
|   | 国籍喪失者     | 0人        |
|   | 市外転出者     | 1,384人    |
|   | 誤載者       | 0人        |
|   | 一般誤載者     | 0人        |
|   | 重複登録者     | 0人        |
|   | 住民票職権消除者  | 0人        |
|   | 判決の確定による者 | 0人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年8月19日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	42	686	0	728
女	43	698	0	741
計	85	1,384	0	1,469

議案第52号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 2人        |
|   | 内訳 国内転入者  | 2人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和4年8月19日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第53号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年8月19日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 妹尾 俊 見

1. 登録する者の数                    1人
2. 登録する者の氏名等            別紙のとおり
3. 登録年月日                        令和4年8月19日

(根拠)

・議決      公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。